

金融分野における個人番号に係る留意点（当局への提出書類関連）について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）が平成 27 年 10 月 5 日に施行されております。

つきましては、EDINET コードの取得の際に提出する電子開示システム届出書に必要な添付書類等を当局に対してご提出いただく場合には、個人番号が記載されていない書類をご用意いただきますよう、お願い申し上げます（詳細は、金融庁ウェブサイトを参照してください）。

※金融分野における個人番号に係る留意点（当局への提出書類関連）について

[（金融庁ウェブサイト）](#)

お問い合わせ先

北陸財務局 理財課

Tel:076-292-7851

金融庁 Tel:03-3506-6000(代表)

監督局総務課（内線 3308、3387）

総務企画局企画課（内線 3645、3520）